

第6章 行動計画の進め方

6-1 行動計画を推進する地元組織

(1) 地元組織の設立

行動計画に掲げた施策を推進していくためには、地元の住民との連携・協力が不可欠となる。

このような行動計画推進の地元側の受け皿となる組織を立ち上げ、佐世保市の支援のもと、当該組織が主体となって、施策を進めていくことが必要である。

現在地元においては、このような役割を担う組織のNPO法人化に向けた協議が行われ、平成27年(2015)1月にNPO法人黒島観光協会が発足した。今後同法人と協議しながら、行動計画に掲げられた施策推進の基盤を確立するものとする。

(2) 地域おこし協力隊の活用

佐世保市においては、都市住民等の受け入れ委嘱により、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事する「地域おこし協力隊」(総務省による財政支援)制度が平成27年4月より導入された。

行動計画に掲げられた施策を地元組織と連携して推進する実行部隊として、当該制度の有効活用を図るものとする。

6-2 行動計画推進のための役割分担

行動計画推進のための役割分担（その1）

区分	施策	内容	推進主体			備考 (推進主体「その他」の考え方)
			佐世保市	地元組織	その他	
守る	1. 現状変更に対する規制・誘導	① 景観法及び文化財保護法(重要文化的景観)に係る規制・誘導	◎			
		② その他の法令に係る規制・誘導	◎			
	2. 自然環境の保全	・ 地元の自然環境保全活動への支援	◎	○	○	
		・ 歴史的資源の保存と活用	◎	○	○	
	3. 歴史的資源の保全	① 防風林・屋敷林の維持・保全に係る仕組みづくり	◎	○	○	地域おこし協力隊制度の活用
		② 空き家の管理・活用に係る仕組みづくり	◎	○	○	
		③ コミュニティ活動に対する支援	◎	○	○	
		④ 耕作放棄地・イノシシ対策	◎	○	○	
	4. 生業空間の保全	⑤ 漁港施設、漁場整備	◎			
		⑥ 防災対策	◎			
整える	1. 従来材料・工法による住宅の修繕	・ 住宅等の修繕に対する資金支援	◎			
	2. 主要な構成要素周辺の環境整備	・ 歴史的資源や眺望点周辺における環境整備	◎	○	○	地域おこし協力隊制度の活用
	3. 歩行者ネットワークの整備	・ 里道の掘り起こしと再整備	◎	○	○	
	4. 公共施設等の景観への配慮	・ 公共施設等の景観配慮の徹底	◎			
	5. 案内サイン等の整備	・ サイン計画の立案と計画に基づく案内サインの整備	◎			

行動計画推進のための役割分担（その2）

区分	施策	内容	推進主体			備考 (推進主体「その他」の考え方)
			佐世保市	地元組織	その他	
活かす	1. 文化的景観を活かした各種イベントの開催	・ イベントの企画立案・開催	◎	○	○	旅行会社等との連携や他地域と連携したイベントの開催
	2. ツーリズムの推進	・ 島内ツアー及び他地域と連携したツアーシリーズの推進	○	○	◎	旅行会社等との連携や他地域と連携したツアーシリーズの推進
	3. 交通対策	① 黒島へのアクセス強化の検討	○		◎	船舶事業者や旅行会社によるフェリー便増強やチャーター船の運航等
		② 島内での移動手段	○	◎		
	4. 特産品の開発	・ 農産物、海産物を活用した特産品の開発、販売促進	○	◎		
伝える	5. デジタルセンターの整備	・ デジタルセンターの整備	◎			
	1. 文化的景観の魅力の情報発信	・ 各種媒体を活用した情報発信	◎			
	2. 文化的景観に係る調査研究	・ 調査研究の継続的な実施と文化的景観データベース等の構築の検討	◎		○	学識経験者の参画を得ながら、調査研究機能等を有する機関の設置を検討
	3. 史料の保存・展示	・ 史料の展示及び研究機能を有する機関の設置検討	◎		○	
	4. 生涯学習の取り組み	・ 住民、地元小・中学生や市民向け学習会等の実施	◎	○	○	中継保存会等と連携して、生涯学習の取り組みやガイド養成等を実施
	5. ガイド体制の充実	・ ガイド養成に対する支援とガイド予約窓口機能の整備	◎		○	

6-3 行動計画の先導的な取り組み

黒島の文化的景観を守り、整え、活かし、伝えていくためには、行政と住民、地元組織、事業者等が協力し合いながら長い時間をかけて取り組んでいくことが必要である。

そのためには、住民をはじめとする多くの関係者に、取り組みの効果を具体的に示し、黒島の文化的景観を守り、整え、活かし、伝えていくことの重要性について理解と共感を得ながら、次の取り組みに展開していくことが重要である。

従って、行動計画に掲げた施策の中から、以下に示す先導的な取り組みについてまず着手し、早期に効果を具体化しながら、次の取り組みに繋げていくものとする。

行動計画の先導的な取り組み

区分	施策	先導的な取り組み	内容
守る	現状変更に対する規制誘導	景観法及び文化財保護法（重要文化的景観）に係る規制・誘導	・平成26年1月1日より、佐世保市景観計画及び条例の改定・改正により、黒島地区が「黒島地区重点景観計画区域」に指定され、新たな景観形成基準等が適用されることとなったことを踏まえ、現状変更に対する必要な手続等の徹底など、現状変更に対する適正な規制・誘導を実施する。
	生業空間の保全	イノシシ対策	・地域住民において喫緊の課題であるイノシシ対策について、耕作放棄地における除草やイノシシの防御及び駆除等の対策を引き続き実施する。
整える	従来材料・工法による住宅の修繕	住宅等の修繕に対する資金支援に係る仕組みづくり	・文化的景観の補助事業を活用した住宅等の修繕に対する資金支援について、条例・制度要綱等の整備などの仕組みづくりを行う。
	主要な構成要素周辺の環境整備	歴史的資源及び眺望点周辺における環境整備	・黒島天主堂周辺において、来訪者の休憩スペース等としての小広場の整備を行う。 ・現在整備が進められている蔵地区の展望所に引き続いて、日数、番岳、女瀬などにおいて、視点場としての小広場の整備等を行う。 ・島内市道の修景として防護柵の更新や景観支障雑木の伐採を計画的に実施する。
活かす	ビジターセンターの整備	特産品販売所設置の試行	・将来的なビジターセンターの整備を見据え、フェリーターミナル周辺において、試行的に特産品販売所の設置を行う。
伝える	文化的景観に係る調査研究	文化的景観を構成する要素のデータベース等の構築	・文化的景観を構成する要素ごとに、その価値の概要や背景となる要素、今後の保存や修理等にあたっての取り扱い基準などを網羅したデータベースの構築と運用を行う。
	生涯学習の取り組み	地元住民向け見学会の実施	・文化的景観の魅力や価値を地域住民に周知・啓発するために、地域住民向けの見学会を実施する。
	ガイド体制の充実	ガイドの養成	・史跡保存会と連携しながら、黒島ガイド養成に対する支援を行う。

6-4 文化的景観の保存状況のモニタリングと整備活用計画の見直し

(1) 文化的景観の保存状況のモニタリング

前節「行動計画の先導的な取り組み」において、「文化的景観を構成する要素のデータベース等の構築」を位置づけたが、このデータベースを活用して、文化的景観を構成する要素の保存状況のモニタリングのための指標を設定した上で、定期的にモニタリング（保存状況のチェック、修理等の必要性の検討と実施）を行っていくものとする。

(2) 整備活用計画の見直し

前節において位置づけた「行動計画の先導的な取り組み」の進捗状況やその効果などについて検証を行うとともに、上記の文化的景観の保存状況のモニタリング結果、地元組織の活動状況等を踏まえ、行動計画に位置づける施策の見直しなど、「整備活用計画」の見直しを行っていくものとする。

